

調布市福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後		改正前	
○調布市福祉のまちづくり条例施行規則 第1条から第19条まで 略 別表第1及び別表第2 略 別表第3（第5条関係） 建築物（集合住宅を除く。）に関する都市施設整備基準		○調布市福祉のまちづくり条例施行規則 第1条から第19条まで 略 別表第1及び別表第2 略 別表第3（第5条関係） 建築物（集合住宅を除く。）に関する都市施設整備基準	
整備項目	都市施設整備基準	整備項目	都市施設整備基準
1 移動等円滑化経路等	<p>(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上（エに掲げる場合にあっては、そのすべて）を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「移動等円滑化経路等」という。）にしなければならない。</p> <p>ア 建築物に、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等（以下この表において「利用居室等」という。）を設ける場合 道等から当該利用居室等までの経路</p> <p>イ 建築物又はその敷地に <u>8の項(2)アに掲げる構造の車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。）</u>を設ける場合 利用居室等（当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から <u>当該車椅子使用者用便房</u>までの経路</p> <p>ウ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路</p>	1 移動等円滑化経路等	<p>(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上（エに掲げる場合にあっては、そのすべて）を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「移動等円滑化経路等」という。）にしなければならない。</p> <p>ア 建築物に、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等（以下この表において「利用居室等」という。）を設ける場合 道等から当該利用居室等までの経路</p> <p>イ 建築物又はその敷地に <u>車椅子使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等だれでもが円滑に利用することができる便房（以下「だれでもトイレ」という。）</u>を設ける場合 利用居室等（当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から <u>当該だれでもトイレ</u>までの経路</p> <p>ウ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路</p>

改正後			改正前		
		<p>エ 建築物が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）</p> <p>(2) 移動等円滑化経路等上に、階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p>			<p>エ 建築物が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）</p> <p>(2) 移動等円滑化経路等上に、階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p>
2～7 略			2～7 略		
8	便所	<p>(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、床の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 前号の便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 便所内に、次に掲げる構造の<u>車椅子使用者用便房</u>を1以上設けること。</p> <p>(ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(ウ) 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。</p> <p>(エ) <u>車椅子使用者用便房及び便所の出入口</u>には、<u>当該車椅子使用者用便房の設備及び機能</u>を表示すること。</p>	8	便所	<p>(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、床の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 前号の便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 便所内に、次に掲げる構造の<u>だれでもトイレ</u>を1以上設けること。</p> <p>(ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(ウ) 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。</p> <p>(エ) <u>出入口</u>には、<u>だれでもが利用できる旨</u>を表示すること。</p>

改正後	
	<p>イ 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。</p> <p>ウ 便所内に、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p> <p>エ 便所内に、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと（他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く。）。</p> <p>(3)及び(4)略</p>
9～17 略	

別表第4（第5条関係）

建築物（集合住宅及び小規模建築物を除く。）に関する特定都市施設遵守基準

整備項目	特定都市施設遵守基準とすべき事項
1～9 略	
10 宿泊施設の客室	<p>(1) 及び (2) 略</p> <p>(3) 一般客室は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 宿泊者特定経路を1以上確保すること。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 一般客室（和室部分を除く。ウ及びエにおいて同じ。）の出入口の幅は、80センチメー</p>

改正前	
	<p>イ 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。</p> <p>ウ 便所内に、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p> <p>エ 便所内に、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと（他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く。）。</p> <p>(3)及び(4)略</p>
9～17 略	

別表第4（第5条関係）

建築物（集合住宅及び小規模建築物を除く。）に関する特定都市施設遵守基準

整備項目	特定都市施設遵守基準とすべき事項
1～9 略	
10 宿泊施設の客室	<p>(1) 及び (2) 略</p> <p>(3) 一般客室は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 宿泊者特定経路を1以上確保すること。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 一般客室（和室部分を除く。ウ及びエにおいて同じ。）の出入口の幅は、80センチメー</p>

改正後		改正前	
	<p>トル以上とすること。</p> <p>ウ 一般客室内の1以上の便所及び1以上の浴室等の出入口の幅は、70センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 一般客室内（同一客室内に複数の階がある場合は、当該一般客室の出入口のある階の部分に限る。）には階段又は段を設けないこと。ただし、次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合に応じ、当該(ア)から(ウ)までに定める部分を除く。</p> <p>(ア) 同一客室内に複数の階がある場合 当該一般客室の出入口のある階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分</p> <p>(イ) 勾配が、12分の1を超えない傾斜路を併設する場合 当該傾斜路が併設された階段又は段の部分</p> <p>(ウ) 浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合 当該高低差の部分</p> <p>オ 当該宿泊者特定経路を構成する敷地内の通路が地形の特性によりアの規定によることが困難である場合におけるアの規定の適用については、ア中「宿泊者特定経路」とあるのは「当該ホテル又は旅館の車寄せ及び車椅子使用者用駐車施設から一般客室までの階段又は段を設けない経路」とする。</p> <p>カ 宿泊者特定経路となるべき経路又はその一部が移動等円滑化経路等 <u>又は</u> その一部となる</p>		<p>トル以上とすること。</p> <p>ウ 一般客室内の1以上の便所及び1以上の浴室等の出入口の幅は、70センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 一般客室内（同一客室内に複数の階がある場合は、当該一般客室の出入口のある階の部分に限る。）には階段又は段を設けないこと。ただし、次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合に応じ、当該(ア)から(ウ)までに定める部分を除く。</p> <p>(ア) 同一客室内に複数の階がある場合 当該一般客室の出入口のある階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分</p> <p>(イ) 勾配が、12分の1を超えない傾斜路を併設する場合 当該傾斜路が併設された階段又は段の部分</p> <p>(ウ) 浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合 当該高低差の部分</p> <p>オ 当該宿泊者特定経路を構成する敷地内の通路が地形の特性によりアの規定によることが困難である場合におけるアの規定の適用については、ア中「宿泊者特定経路」とあるのは「当該ホテル又は旅館の車寄せ及び車椅子使用者用駐車施設から一般客室までの階段又は段を設けない経路」とする。</p> <p>カ 宿泊者特定経路となるべき経路又はその一部が移動等円滑化経路等 <u>若しくはその一部又</u></p>

改正後		
		場合にあつては、当該宿泊者特定経路となるべき経路又はその一部については、ア及びオの規定は適用しない。
11～17 略		

別表第5及び別表第6 略
別表第7（第5条関係）

公園に関する都市施設整備基準及び特定都市施設遵守基準

整備項目	都市施設整備基準及び特定都市施設遵守基準
1～9 略	
10 便所	<p>(1) 便所を設ける場合は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 出入口の幅は、85センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 便所の出入口に至る通路に段差を設けないこと。やむを得ず段差を設ける場合は、次に掲げる傾斜路を設けること。</p> <p>(ア) 幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 勾配は、5パーセント（20分の1）以下とすること。ただし、高低差が16センチメートル以下の場合は12パーセント（約8分の1）以下、傾斜路の高さが75センチメートル以下の場合は8パーセント（約12分の1）以下とすることができる。</p> <p>ウ 表面は、ぬれても滑りにくい仕上げとする</p>

改正前		
		<u>は1の項第1号アに規定する経路若しくはその一部となる場合にあつては、当該宿泊者特定経路となるべき経路又はその一部については、ア及びオの規定は適用しない。</u>
11～17 略		

別表第5及び別表第6 略
別表第7（第5条関係）

公園に関する都市施設整備基準及び特定都市施設遵守基準

整備項目	都市施設整備基準及び特定都市施設遵守基準
1～9 略	
10 便所	<p>(1) 便所を設ける場合は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 出入口の幅は、85センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 便所の出入口に至る通路に段差を設けないこと。やむを得ず段差を設ける場合は、次に掲げる傾斜路を設けること。</p> <p>(ア) 幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 勾配は、5パーセント（20分の1）以下とすること。ただし、高低差が16センチメートル以下の場合は12パーセント（約8分の1）以下、傾斜路の高さが75センチメートル以下の場合は8パーセント（約12分の1）以下とすることができる。</p> <p>ウ 表面は、ぬれても滑りにくい仕上げとする</p>

改正後		改正前	
	<p>こと。</p> <p>エ 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。</p> <p>(2) <u>車椅子使用者用便房</u></p> <p>便所を設ける場合は、<u>車椅子使用者用便房</u>又は<u>車椅子使用者用便房</u>を有する便所を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けることとし、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 戸は、車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>イ 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>ウ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>エ 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。</p> <p>オ <u>車椅子使用者用便房</u>のある便所及び<u>車椅子使用者用便房</u>には、<u>当該車椅子使用者用便房の設備及び機能</u>を表示すること。</p> <p>(3) 及び(4) 略</p>		<p>こと。</p> <p>エ 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。</p> <p>(2) <u>だれでもトイレ</u></p> <p>便所を設ける場合は、<u>だれでもトイレ</u>又は<u>だれでもトイレ</u>を有する便所を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けることとし、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 戸は、車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>イ 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>ウ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>エ 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。</p> <p>オ <u>だれでもトイレ</u>のある便所及び<u>だれでもトイレ</u>には、<u>だれでもが利用できる旨</u>を表示すること。</p> <p>(3) 及び(4) 略</p>
11～15	略	11～15	略
別表第8（第5条関係）		別表第8（第5条関係）	
公共交通施設に関する都市施設整備基準及び特定都市施設遵守基準		公共交通施設に関する都市施設整備基準及び特定都市施設遵守基準	
1 公共交通施設		1 公共交通施設	
整備項目	都市施設整備基準及び特定都市施設遵守基準	整備項目	都市施設整備基準及び特定都市施設遵守基準

改正後		改正前	
1～9 略		1～9 略	
10	<p>便所（一般用）</p> <p>不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、次の各号に掲げる構造とすること。</p> <p>(1) 便所への案内、誘導及び男女別表示等を分かりやすく表示すること。</p> <p>(2) 床面には、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。段差がある場合は、7の項に規定する構造の傾斜路を設けること。</p> <p>(3) 床の表面は、ぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(4) 大便器は、1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）を腰掛け式とすること。</p> <p>(5) 腰掛け式とした大便器及び小便器の1以上に、それぞれ手すりを設けること。</p> <p>(6) 男子用小便器を設ける場合は、1以上を床置き式又は壁掛式（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とすること。</p> <p>(7) 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。ただし、<u>車椅子使用者用便房</u>に設置してある場合は、この限りでない。</p> <p>(8) ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設けること。ただし、<u>車椅子使用者用便房</u>に設置してある場合は、この限りでない。</p>	10	<p>便所（一般用）</p> <p>不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、次の各号に掲げる構造とすること。</p> <p>(1) 便所への案内、誘導及び男女別表示等を分かりやすく表示すること。</p> <p>(2) 床面には、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。段差がある場合は、7の項に規定する構造の傾斜路を設けること。</p> <p>(3) 床の表面は、ぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(4) 大便器は、1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）を腰掛け式とすること。</p> <p>(5) 腰掛け式とした大便器及び小便器の1以上に、それぞれ手すりを設けること。</p> <p>(6) 男子用小便器を設ける場合は、1以上を床置き式又は壁掛式（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とすること。</p> <p>(7) 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。ただし、<u>だれでもトイレ</u>に設置してある場合は、この限りでない。</p> <p>(8) ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設けること。ただし、<u>だれでもトイレ</u>に設置してある場合は、この限りでない。</p>

改正後			改正前		
		<p>(9) ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を1以上設けること。ただし、<u>車椅子使用者用便房</u>に設置してある場合は、この限りでない。</p> <p>(10) 第7号から前号までの設備を設けた便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p>			<p>(9) ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を1以上設けること。ただし、<u>だれでもトイレ</u>に設置してある場合は、この限りでない。</p> <p>(10) 第7号から前号までの設備を設けた便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p>
11	便所（ <u>車椅子使用者用便房</u> ）	<p>不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、<u>車椅子使用者用便房</u>又は<u>車椅子使用者用便房</u>を有する便所を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けることとし、当該便所は、10の項に規定するほか次に掲げる構造とすること。</p> <p>(1) 便所（一般用）に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。</p> <p>(2) <u>車椅子使用者用便房</u>の出入口の幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) 出入口には、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。</p> <p>(4) 出入口には、<u>当該車椅子使用者用便房の設備及び機能</u>を表示すること。</p> <p>(5) 車椅子使用者が円滑に利用できる空間を確保すること。</p> <p>(6) 腰掛け便座、手すり等を適切に配置すること。</p> <p>(7) 出入口の戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p>	11	便所（ <u>だれでもトイレ</u> ）	<p>不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、<u>だれでもトイレ</u>又は<u>だれでもトイレ</u>を有する便所を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けることとし、当該便所は、10の項に規定するほか次に掲げる構造とすること。</p> <p>(1) 便所（一般用）に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。</p> <p>(2) <u>だれでもトイレ</u>の出入口の幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) 出入口には、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。</p> <p>(4) 出入口には、<u>だれでもが利用できる旨</u>を表示すること。</p> <p>(5) 車椅子使用者が円滑に利用できる空間を確保すること。</p> <p>(6) 腰掛け便座、手すり等を適切に配置すること。</p> <p>(7) 出入口の戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p>
12～19 略			12～19 略		

改正後				改正前			
別表第9 略 別表第10 (第7条, 第10条関係)				別表第9 略 別表第10 (第7条, 第10条関係)			
区分		図書		区分		図書	
		種類	明示すべき事項			種類	明示すべき事項
1	建築物	付近見取図	方位, 道路及び目標となる地物	1	建築物	付近見取図	方位, 道路及び目標となる地物
		配置図	縮尺, 方位, 敷地の境界線, 敷地内における建築物の位置, 届出に係る建築物と他の建築物との別, 土地の高低, 敷地に接する道路の位置及び幅員並びに移動等円滑化経路等及び特定経路			配置図	縮尺, 方位, 敷地の境界線, 敷地内における建築物の位置, 届出に係る建築物と他の建築物との別, 土地の高低, 敷地に接する道路の位置及び幅員並びに移動等円滑化経路等及び特定経路
		各階平面図	縮尺, 方位, 間取り, 各室の用途, 主要部分の位置及び寸法並びに移動等円滑化経路等及び特定経路			各階平面図	縮尺, 方位, 間取り, 各室の用途, 主要部分の位置及び寸法並びに移動等円滑化経路等及び特定経路
		2面以上の断面図	縮尺及び床の高さ			2面以上の断面図	縮尺及び床の高さ
2	公園	付近見取図	方位, 道路及び目標となる地物	2	公園	付近見取図	方位, 道路及び目標となる地物
		配置図	縮尺, 方位, 敷地の境界線, 敷地内における建築物の位置, 用途及び規模, 主要な出入口及び園路, 土地の高低並びに敷地に接する道路の位置及び幅員			配置図	縮尺, 方位, 敷地の境界線, 敷地内における建築物の位置, 用途及び規模, 主要な出入口及び園路, 土地の高低並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
3	公共交通施設	付近見取図	方位, 道路及び目標となる地物	3	公共交通施設	付近見取図	方位, 道路及び目標となる地物
		配置図	縮尺, 方位, 敷地の境界線, 敷地内における建築物の位置, 届出に係る建築物と他の建築物との別, 敷地内における改札口, 乗降場,			配置図	縮尺, 方位, 敷地の境界線, 敷地内における建築物の位置, 届出に係る建築物と他の建築物との別, 敷地内における改札口, 乗降場,

改正後				改正前			
			通路その他の主要部分の位置及び寸法並びに敷地に接する道路の位置及び幅員				通路その他の主要部分の位置及び寸法並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
		各階平面図	縮尺，方位，間取り，乗降場，通路，階段，昇降機並びに車椅子使用者用便房その他の主要部分の位置及び寸法			各階平面図	縮尺，方位，間取り，乗降場，通路，階段，昇降機並びにだれでもトイレその他の主要部分の位置及び寸法
4	路外駐車場	付近見取図	方位，道路及び目標となる地物	4	路外駐車場	付近見取図	方位，道路及び目標となる地物
		配置図	縮尺，方位，敷地の境界線，敷地内における出入口，通路，主要な施設の位置及び寸法並びに敷地に接する道路の位置及び幅員			配置図	縮尺，方位，敷地の境界線，敷地内における出入口，通路，主要な施設の位置及び寸法並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
5	共通	その他市長が必要と認める図書		5	共通	その他市長が必要と認める図書	

別表第11（第15条関係）

集合住宅整備基準

整備項目	集合住宅整備基準
1 特定経路等	<p>(1) 集合住宅においては，道等から各住戸（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸がある集合住宅にあつては，地上階にあるものに限る。以下同じ。）までの経路のうち1以上及び各住戸から車椅子使用者用駐車施設までの経路のうち1以上を，多数の者が円滑に利用できる経路（以下この表において「特定経路等」という。）にしなければならない。</p> <p>(2) 集合住宅に，不特定若しくは多数の者が利用し，又は主として高齢者，障害者等が利用する居室等，8の項(2)アに掲げる構造の車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設を</p>

別表第11（第15条関係）

集合住宅整備基準

整備項目	集合住宅整備基準
1 特定経路等	<p>(1) 集合住宅においては，道等から各住戸（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸がある集合住宅にあつては，地上階にあるものに限る。以下同じ。）までの経路のうち1以上及び各住戸から車椅子使用者用駐車施設までの経路のうち1以上を，多数の者が円滑に利用できる経路（以下この表において「特定経路等」という。）にしなければならない。</p> <p>(2) 集合住宅に，不特定若しくは多数の者が利用し，又は主として高齢者，障害者等が利用する居室等，だれでもトイレ又は車椅子使用者用駐車施設を設ける場合においては，別表第3の</p>

改正後			改正前		
		<p>設ける場合においては、別表第3のうち移動等円滑化経路等に係る規定を適用する。この場合において、同表のうち移動等円滑化経路等に係る規定の適用を受けた特定経路等となるべき経路又はその一部については、この表の規定は適用しない。</p> <p>(3) 特定経路等上には、階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p>			<p>うち移動等円滑化経路等に係る規定を適用する。この場合において、同表のうち移動等円滑化経路等に係る規定の適用を受けた特定経路等となるべき経路又はその一部については、この表の規定は適用しない。</p> <p>(3) 特定経路等上には、階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p>
2～7 略			2～7 略		
8	便所	<p>(1) 多数の者が利用する便所を設ける場合には、床の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 前号の便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 便所内に、次に掲げる構造の<u>車椅子使用者用便房</u>を1以上設けること。</p> <p>(ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(ウ) 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。</p> <p>(エ) <u>車椅子使用者用便房及び便所の出入口</u>には、<u>当該車椅子使用者用便房の設備及び機能</u>を表示すること。</p>	8	便所	<p>(1) 多数の者が利用する便所を設ける場合には、床の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 前号の便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 便所内に、次に掲げる構造の<u>だれでもトイレ</u>を1以上設けること。</p> <p>(ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(ウ) 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。</p> <p>(エ) <u>出入口</u>には、<u>だれでもが利用できる旨</u>を表示すること。</p>

改正後				改正前			
			イ 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用 することができる構造の水洗器具を設けた便 房を1以上設けること。 (3) 及び(4) 略				イ 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用 することができる構造の水洗器具を設けた便 房を1以上設けること。 (3) 及び(4) 略
9～15 略				9～15 略			
第1号様式から第4号様式まで 略				第1号様式から第4号様式まで 略			
第5号様式				第5号様式			
第6号様式				第6号様式			
第7号様式				第7号様式			
第8号様式				第8号様式			
第9号様式から第16号様式まで 略				第9号様式から第16号様式まで 略			
第17号様式				第17号様式			

附 則 (令和4年3月日規則第号)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の調布市福祉のまちづくり条例施行規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。